

**都市計画法第 53 条第 1 項の規定による**  
**都市計画施設等の区域内における建築の許可の運用基準**

平成 17 年 1 月 1 日

都市計画法（以下「法」という。）第 53 条第 1 項の規定による許可は、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるときに行なうものとする。

1. 当該区域の事業実施が近い将来見込まれていないこと。
2. 市街地開発事業（区画整理、再開発など）等の支障にならないこと。
3. 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、階数が 3 以下、高さが 10 メートル以下で、かつ、地階を有しないこと。ただし、都市計画事業等の施行に支障があると市長が認める場合の階数は 2 以下とする。
4. 建築物が都市計画施設等の内外にわたる場合は、将来において、都市計画施設等の区域内の部分を分離することができるよう設計上の配慮に努めること。

**新たな建築制限緩和の実施期間**

新たな基準による建築制限の緩和については、平成 17 年 1 月 1 日から実施いたします。

問い合わせ先  
習志野市 都市環境部 都市計画課  
TEL:047-451-1151 内線 273